

災害時避難行動要支援者マニュアル



綾 瀬 市

令和2年10月

目 次

1	マニュアルの目的	1
2	基本的な考え方	1
	(1) 避難行動要支援者とは	1
	(2) 地域ぐるみの支援体制	1
	(3) 避難行動要支援者支援のしくみ	3
	(4) 支援団体の人たちに、事前に知っておいていただきたいこと	5
3	平常時の対応	7
	(1) 避難行動要支援者登録制度	7
	(2) 避難行動要支援者への情報伝達	9
	(3) 避難施設の整備等	10
	(4) 福祉避難所の指定	10
	(5) 避難行動要支援者の事前準備	11
	(6) 防災意識の向上	13
	(7) 支援者の育成	13
4	災害発生時の対応	14
	(1) 自らの身の安全の確保	14
	(2) 安否確認・避難誘導の実施	15
	(3) 避難所を中心とした生活支援	21
5	生活再建・復興に向けた支援	23
	(1) 避難行動要支援者向けの相談窓口の設置	23
	(2) 巡回相談の実施	23
	(3) 在宅サービスの提供	23
	(4) 住宅の応急修理、建設等	24

	地域の支援団体（自主防災組織を含む）、行政の具体的行動マニュアル	25
	(1) 避難行動要支援者登録時	25
	(2) 平常時	26
	(3) 災害発生直後	26
	(4) 避難所における対応	27
	(5) 発生数時間後	27
	(6) 発生2～3日後	28

【資料】

	登録の対象となる避難行動要支援者の本市の現状	29
	避難勧告等の一覧	30
	避難所一覧	31



災害時避難行動要支援者支援マニュアル

発行日 平成16年12月
改定日 平成21年 3月
平成24年10月
平成26年 4月
平成28年 4月
平成30年 9月
令和 2年10月

発行 綾瀬市
〒252-1192
神奈川県綾瀬市早川550番地
電話 0467-77-1111 (内線2102)
編集 綾瀬市役所福祉部福祉総務課